

同一敷地内建物等減算のフロー図

令和6年10月1日から令和7年2月28日の期間に、同一敷地内建物等に居住する利用者（1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上ですか？

はい

いいえ

現在の体制事項に変更がありますか？

現在の体制事項に変更がありますか？

はい

いいえ

はい

いいえ

①の場合

②の場合

③の場合

④の場合

①の場合

(15%減算または10%減算→12%減算、12%減算→10%減算(正当な理由がある場合))

- (1) 提出書類
 - ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
 - ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
 - ・別紙10(訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書)
- (2) 提出先 事業所の所在地を所管する県の保健所・福祉事務所
または
電子申請・届出システム(全国共通システム)
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php>
- (3) 提出部数 ①保健所・福祉事務所に提出する場合
2部(県庁用と保健所・福祉事務所用)
※事業所控に受付印の押印を希望する場合は、「介護給付費等算定に関する体制等に関する届出書」のみ1部追加で添付し、郵送の場合は返信用封筒(切手貼付)を同封してください。
②電子申請・届出システムに提出する場合(全国共通システム)
電子ファイル
- (4) 留意事項 別紙10の「2. 判定結果」イについて、令和6年度後期の判定期間が10月1日から2月28日のため、9月の欄は記載しないでください。

②の場合

(12%減算→12%減算、10%減算(正当な理由がある場合)→10%減算(正当な理由がある場合))

- (1) 提出書類 別紙10(訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書)
- (2) 提出先 電子申請・届出システム(三重県システム)
<https://logoform.jp/form/8vMX/931815>
- (3) 提出部数 電子ファイル
- (4) 留意事項 別紙10の「2. 判定結果」イについて、令和6年度後期の判定期間が10月1日から2月28日のため、9月の欄は記載しないでください。

③の場合

(15%減算または12%減算→10%減算)

- (1) 提出書類 ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
※計算書の提出は必要ありませんが、各事務所に2年間保存してください。
- (2) 提出先 事業所の所在地を所管する県の保健所・福祉事務所
または
電子申請・届出システム(全国共通システム)

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php>

- (3) 提出部数 ①保健所・福祉事務所に提出する場合
2部（県庁用と保健所・福祉事務所用）
※事業所控に受付印の押印を希望する場合は、「介護給付費等算定に関する体制等に関する届出書」のみ1部追加で添付し、郵送の場合は返信用封筒（切手貼付）を同封してください。
- ②電子申請・届出システムに提出する場合（全国共通システム）
電子ファイル

④の場合

(10%減算→10%減算)

計算書及び体制届の提出は必要ありません。

※計算書の提出は必要ありませんが、各事務所に2年間保存してください。